

2442 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
主として光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。
主な製品は、大容量伝送用の光ファイバ通信ケーブル、電力ケーブル、被覆電線と複合した光複合ケーブル、光架空地線及び光ファイバコードなどである。
主として光ファイバ心線を製造する事業所も本分類に含まれる。
主として光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は中分類 22 [2217] に、プラスチック系は中分類 19 [1931] に分類される。
○光ファイバケーブル製造業；光複合ケーブル製造業；光ファイバ通信ケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）；光架空地線製造業；光ファイバコード製造業；光ファイバ心線製造業
×電線・ケーブル製造業 [2441]；石英系光ファイバ素線製造業 [2217]；プラスチック系光ファイバ素線製造業 [1931]

245 非鉄金属素形材製造業

2451 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
主として銅及び同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。
○銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
×非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金を除く） [2452]；アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く） [2452]

2452 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）
主としてアルミニウム及び同合金、マグネシウム及び同合金などの非鉄金属鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。
銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所は細分類 2451 に分類される。
○非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金を除く）；アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）；マグネシウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
×銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く） [2451]

2453 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
主としてアルミニウム・同合金ダイカストを製造する事業所をいう。
非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金を除く）を製造する事業所は細分類 2454 に分類される。
○アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

×非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）[2454]

2454 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
主として亜鉛，銅，マグネシウムなどの非鉄金属ダイカストを製造する事業所をいう。

○非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）；亜鉛・同合金ダイカスト製造業；銅・同合金ダイカスト製造業；マグネシウム・同合金ダイカスト製造業

×アルミニウム・同合金ダイカスト製造業 [2453]

2455 非鉄金属鍛造品製造業

主として銅，アルミニウム等の非鉄金属及び合金からハンマ，プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

○非鉄金属鍛造業；銅・同合金鍛造品製造業；アルミニウム・同合金鍛造品製造業

249 その他の非鉄金属製造業

2491 核燃料製造業

主として金属ウラン，酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工（濃縮，再処理業等を含む）する事業所をいう。

○核燃料成形加工業；核燃料濃縮業；使用済核燃料再処理業

2499 他に分類されない非鉄金属製造業

主として非鉄金属の粉末などを製造する事業所で他に分類されないものをいう。

○非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）；非鉄金属シャーリング業

×非鉄金属熱処理業 [2665]

中分類 25—金属製品製造業

総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものは次のとおりである。すなわち、金属製家具を製造する事業所は中分類 14—家具・装備品製造業に、一般機械を製造する事業所は中分類 26—一般機械器具製造業に、電気機械を製造する事業所は中分類 27—電気機械器具製造業に、電子計算機及び通信機械を製造する事業所は中分類 28—情報通信機械器具製造業に、輸送用機械器具を製造する事業所は中分類 30—輸送用機械器具製造業に、計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械及び時計を製造する事業所は中分類 31—精密機械器具製造業に、宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は中分類 32—その他の製造業にそれぞれ分類される。鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は中分類 23—鉄鋼業及び中分類 24—非鉄金属製造業に分類される。

小分類 番号 細分類 番号

251 **ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業**

2511 **ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業**

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18 リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は小分類 255 [2551, 2552] に分類される。

○缶詰用缶製造業；18 リットル缶製造業；ブリキ缶製造業；ブリキ製容器製造業；パケツ製造業；エアゾール缶製造業

×打抜プレス加工製品製造業 [2551, 2552]；ドラム缶製造業 [2543]；板金製品製造業 [254]

252 **洋食器・刃物・手道具・金物類製造業**

2521 **洋食器製造業**

主として食卓用刃物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

○食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業
×洋食器製造業（貴金属製品）[3219]

2522 機械刃物製造業

主として金属加工機械（金属工作機械を除く）、木材加工機械、パルプ及び製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。

ただし、金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類 26 [2644] に、建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スペード、スチールなどを製造する事業所は中分類 26 [2631] に分類される。

○機械刃物製造業；木材加工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業

×切削工具製造業 [2644]；建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業 [2631]

2523 利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）

主として機械用及び農業用刃物を除くあらゆる種類の利器、工匠具及び手道具、すなわち、おの、かんな、のみ、金づち、包丁、ポケットナイフ、はさみ、バリカン、かみそり、マニキュア用器具、やっこ、シヨベル、つるはし、ハンマ及びその他の修理業者、宝石加工業者、石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。

○おの製造業；かんな製造業；のみ製造業；きり製造業；刃物製造業（包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など）；缶切製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全かみそり製造業（替刃を含む）；かみそり製造業；土工用具製造業；シヨベル製造業；つるはし製造業；ハンマ製造業；石工用手道具製造業；宝石加工手道具製造業

×農業用刃物製造業 [2527]；医療用刃物製造業 [3131]；手持工具製造業（動力付）[2644]；手引のこぎり製造業 [2526]

2524 作業工具製造業（やすりを除く）

主としてレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として利器工匠具及び手道具を製造する事業所は細分類 2523 に、やすりを製造する事業所は細分類 2525 に、のこぎりを製造する事業所は細分類 2526 に、農業用器具を製造する事業所は細分類 2527 に、動力付手持工具を製造する事業所は中分類 26 [2644] に分類される。

○レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業

×機械刃物製造業 [2522] ; 利器工匠具製造業 [2523] ; やすり製造業 [2525] ; のこぎり製造業 [2526] ; 農業用器具製造業 [2527] ; 動力付手持工具製造業 [2644]

2525 やすり製造業

主としてやすりの製造及び目立てを行う事業所をいう。

○やすり製造業 ; やすり目立業

×研磨布紙製造業 [2273]

2526 手引のこぎり・のこ刃製造業

主として手引のこぎり及びのこ刃（手引用，動力用）を製造する事業所をいう。

ただし，のこ盤を製造する事業所は中分類 26 [2662] に分類される。

○のこぎり製造業（手引のもの） ; のこ刃製造業（丸・帯のこぎりのもの）

×製材機械製造業（のこ盤製造業） [2662]

2527 農業用器具製造業（農業用機械を除く）

主としてくわ，かま，ホー，すき，まんのうなどを製造する事業所をいう。

主として農業用機械を製造する事業所は中分類 26 [2621] に分類される。

○耕作用具製造業 ; 養蚕用機器製造業（金属製のもの） ; 養きん用機器製造業（金属製のもの） ; 養ほう機器製造業（金属製のもの） ; 農業用刃物製造業

×農業用機械製造業 [2621] ; 土工用具製造業（ショベル，つるはしなど） [2523]

2529 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。

主な製品は，扇錠，組かぎ，戸車及びその他の建築用・建具用金具類，架線金物，自動車及びその他の輸送車両用の金具類，小箱，家具，トランク，スーツケース，袋物などの金具類，南京錠などである。

ただし，主としてボルト，ナットを製造する事業所は小分類 258 [2581] に，くぎ，靴くぎなどを製造する事業所は小分類 257 [2571] に，機械刃物を製造する事業所は細分類 2522 に分類される。

○建築用金物製造業 ; 架線金物製造業 ; 袋物用金具製造業 ; 家具用金具製造業 ; 建具用金具製造業 ; 自動車用金物製造業 ; 車両用金具製造業 ; 船舶用金具製造業 ; かばん金具製造業 ; 錠前製造業 ; かぎ製造業 ; 金庫錠製造業 ; 戸車製造業（金属製） ; ドア

クローザ・ヒンジ製造業

×ボルト・ナット製造業 [2581]; くぎ・靴くぎ製造業 [2571]; 機械刃物製造業 [2522];
魔法瓶製造業 [3278]

253

暖房装置・配管工事用附属品製造業

2531 配管工事用附属品製造業 (バルブ, コックを除く)

主として鑄鉄製, 真ちゅう製などの配管工事用附属品, すなわち, 継手, ノズル, 蒸気抜き, 水抜きなどを製造する事業所をいう。

ただし, 主としてバルブを製造する事業所は中分類 26 [2692] に, 陶磁器製及びほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は中分類 22 [224, 2291] に分類される。

○配管工事用附属品製造業; 金属製衛生器具製造業; ノズル製造業; 止め栓製造業
×バルブ・同附属品製造業 [2692]; ほうろう鉄器製造業 [2291]; 陶器製配管用品製造業 [2241]; 陶磁器製ちゅう房器具製造業 [2242]; 蛇口製造業 [2692]

2532

ガス機器・石油機器製造業

主としてガスストーブ, 石油ストーブのような暖房機器, ガス及び石油を燃料とする調理機器及び装置, 冷蔵庫などを製造する事業所をいう。

主な製品は, ガスストーブ, 石油ストーブ, ガス及び石油を燃料とするこんろ, レンジ, 温風暖房機 (熱交換式のものを除く), 湯沸器, 冷蔵庫, 保温庫, 炊飯機器, ふろ釜, ふろバーナ, オープン, フライヤ, ロースタ, タオル蒸し器, 乾燥機, アイロンなどである。

○ガス機器製造業; 石油機器製造業; ふろバーナ製造業

×温水ボイラ製造業 [2533]; 温風暖房機製造業 (熱交換式のもの) [2533]

2533

温風・温水暖房装置製造業

主として温風暖房装置 (熱交換式のもの) 及び温水暖房装置を製造する事業所をいう。

主な製品は, 温風暖房機 (熱交換式のもの), 温水ボイラ, 放熱器, ユニットヒータなどである。

○温風暖房機製造業 (熱交換式のもの); 温水ボイラ製造業; 放熱器製造業; ユニットヒータ製造業

×ガス機器製造業 [2532]; 石油機器製造業 [2532]; ふろバーナ製造業 [2532]; 太陽熱利用温水装置製造業 [2539]; 工業用ボイラ製造業 [2611]; 自動車用ラジエータ製造業 [3013]

2539 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具，ガス機器，石油機器を除く）

主としてその他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。

主な製品は，電気機械器具，ガス機器及び石油機器を除くストーブ，こんろ，湯沸し，熱風炉，調理用機器及び装置（調理用機械，洗浄装置）などである。

主として電子レンジ，電気ストーブ類を製造する事業所は中分類 27 [2721, 2729] に，工業窯炉を製造する事業所は中分類 26 [2676] に，電気炉を製造する事業所は中分類 27 [2719] に，工業用，動力用及び船舶用のボイラを製造する事業所は中分類 26 [2611] に，板金製煙突，板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は小分類 254 [2543] に分類される。

○調理用機器・同装置製造業（電気式を除く）；太陽熱利用温水装置製造業；焼却器製造業；焼却炉製造業（産業用を除く）

×電子レンジ製造業 [2721]；電気こんろ製造業 [2721]；電気ストーブ製造業 [2729]；炉製造業（工業用もの）[2676]；製缶業（ボイラかん体，板金製タンク，板金製煙突など）[2543]；ガス機器・石油機器製造業 [2532]；温風・温水暖房装置製造業 [2533]；放熱器製造業 [2533]；ユニットヒータ製造業 [2533]；焼却炉製造業（産業用）[2679]

254 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）

2541 建設用金属製品製造業

主として建設用の金属製品を製造する事業所をいう。

主な製品は，鉄骨，鉄塔，鋼橋，貯蔵槽，金属柵，金属門，金属格子，鋼板煙突，階段などである。

○鉄骨製造業；鉄塔製造業；鋼橋製造業；貯蔵槽製造業；金属柵製造業；鋼板煙突製造業

×金属扉製造業 [2542]；シャッタ製造業 [2542]；建築用ラス製品製造業 [2542]；組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業 [2542]；板金製タンク製造業 [2543]；板金製煙突製造業 [2543]

2542 建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）

主として建築用の金属製品を製造する事業所をいう。

主な製品は，金属扉，シャッタ，サッシ，建築用板金製品，建築用ラス製品，カーテンウォール，組立家屋用金属製品，建築装飾用金属製品などである。

○シャック製造業；建築用板金製品製造業；建築用ラス製品製造業；金属扉製造業；組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業；金属製日よけ製造業；金属製ブラインド製造業；サッシ製造業（金属製のもの）；金属製よろい戸製造業；建築装飾用金属製品製造業；金属屋根製品製造業
×建築用金物製造業 [2529]

2543 製缶板金業

主として温水缶，板金製煙突及びタンク，ドラム缶，ガス容器（ポンペ）などの製造並びに他の事業所のために溶接，折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。

○製缶業；温水缶製造業；蒸気缶製造業；鉄鋼板加工業（溶接，折曲げ，ろう付けなど）；ガス容器（ポンペ）製造業；板金製タンク製造業；板金製煙突製造業；ドラム缶製造業；コンテナ製造業（金属製のもの）；アッパータンク製造業；梱包容器（スチール）製造業

×建築用板金製品製造業 [2542]；発電用ボイラ製造業 [2611]；鋼板煙突製造業 [2541]；貯蔵槽製造業 [2541]；温水ボイラ製造業 [2533]；船体ブロック製造業 [3032]

255 金属素形材製品製造業

2551 アルミニウム・同合金プレス製品製造業

主としてアルミニウム，アルミニウム合金の打抜きによって，瓶の口金，調理用・家庭用・医療用器具の製造，打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。

○自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；機械部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム・同合金）（自動車部分品，機械部分品，口金，その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（アルミニウムのもの）；台所用品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；打抜プレス加工製品製造業（アルミニウム・同合金）

×ほうろろ引製品製造業 [2291]；こはげ製造業 [3254]；金属製トランク製造業 [2161]

2552 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）

主としてアルミニウム，アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金，調理用・家庭用・医療用器具の製造，打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

○自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；
機械部分品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；王冠製造業（アルミニウム・同合金を除く）；台所用品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；
打抜プレス加工製品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）
×アルミニウム・同合金のスタンプ・プレス製品製造業 [2551]；金属製トランク製造業 [2161]

2553 粉末や金製品製造業

主として金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

○機械部分品製造業（粉末や金によるもの）；超硬チップ製造業

×磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの） [2919]

256 金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）

2561 金属製品塗装業

主として他から支給された金属製品にエナメル，ラッカーなどの塗装を行う事業所をいう。

ただし，漆の塗装を行う事業所は中分類 32 [3261] に分類される。

○エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）

×漆塗装業 [3261]；ペンキ塗装業（主として看板書きを行うもの） [9094]

2562 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

主として他から支給された金属製品に亜鉛被膜又は他のめっきあるいはアルミニウム，鉛，亜鉛などの被膜を行う事業所，又は缶及び諸器具のすず被膜直しを行う事業所をいう。

ただし，亜鉛被膜，すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類 23 [234] に分類される。

○亜鉛めっき業（主として成形品に行うもの）；すずめっき業（主として成形品に行うもの）

×ブリキ製造業 [2349]；亜鉛鉄板製造業 [2341]；めっき鋼管製造業 [2342]；めっき鉄鋼線製造業 [2349]；電気めっき業 [2564]

- 2563 金属彫刻業
主として販売用として印刷以外の目的のために銀器，封印又は他の金属製品に対し彫刻，たがね彫りを行う事業所をいう。
○金属彫刻品製造業；なっ染ロール彫刻業
- 2564 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
主として他から支給された金属製品に電気めっきを行う事業所をいう。
ただし，電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類23 [234] に分類される。
○電気めっき業
×溶融めっき業 [2562]；ブリキ製造業 [2349]；亜鉛鉄板製造業 [2341]；めっき鋼管製造業 [2342]；めっき鉄鋼線製造業 [2349]
- 2565 金属熱処理業
主として他から受け入れた金属製品，機械部分品の焼入れ，焼なましなどの熱処理を行う事業所をいう。
○機械部分品熱処理業；鋼材熱処理業；非鉄金属熱処理業
- 2569 その他の金属表面処理業
主として金属張り及び研磨，陽極酸化処理などを行う事業所をいう。
○電解研磨業；金属張り業；陽極酸化処理業；研磨業；メタリコン業（修理業を除く）；金属防せい（錆）処理加工業；シリコン研磨業；シリコン加工業
×表面処理鋼材製造業 [234]
- 257 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- 2571 くぎ製造業
主として他から受け入れた線（鉄，非鉄）から，又は，その線を引いてくぎ，特殊くぎなどを製造する事業所をいう。
主として線材からの一貫作業によってくぎ，特殊くぎを製造する事業所は中分類23 [2338] 又は中分類24 [2431] に分類される。
○鉄くぎ製造業（受け入れた鉄線によるもの）；銅くぎ製造業（受け入れた銅線によるもの）；くぎ・靴くぎ製造業
×くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの） [2338]；かすがい製造業 [2581]；銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの） [2431]

- 2579 その他の金属線製品製造業
 主として他から受け入れた線（鉄，非鉄）から，又はその線を引いて，金網，蛇かご，鋼索，有刺鉄線，溶接棒などを製造する事業所をいう。
 主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類 23 [2338] 又は中分類 24 [2431] に分類される。
 ○ざる製造業（受け入れた線によるもの）；ワイヤチェーン製造業（受け入れた線によるもの）；ビニル被覆鉄線製造業；溶接棒製造業；金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）；鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）
 ×木ねじ製造業 [2581]；P C鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）[2338]；金網製造業（線材から一貫作業によるもの）[2338]；鋼索製造業（線材から一貫作業によるもの）[2338]
- 258 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 2581 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 主としてボルト，ナット，リベット，小ねじ，木ねじ，スパイク，テーパピン，平行ピン，割ピン，びょう，ターンバックル，座金などを製造する事業所をいう。
 ただし，同様な製品を製造する圧延業は中分類 23 に分類される。
 ○ボルト・ナット製造業；ビス製造業；木ねじ製造業；リベット製造業；犬くぎ製造業；割ピン製造業；座金製造業；かすがい製造業
 ×はとめ製造業 [3254]；かしめ製造業 [3254]
- 259 その他の金属製品製造業
 2591 金庫製造業
 主として金庫を製造する事業所をいう。
 主として金庫室の扉及び内張安全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。
 ○金庫製造業（手提金庫を含む）
 ×金庫錠製造業 [2529]；金属製ロッカー製造業 [1412]
- 2592 金属製スプリング製造業
 主として板ばね，火造りばね，コイル状平ばねなどを製造する事業所をいう。
 ○板ばね製造業；火造りばね製造業；火ばね製造業；ワイヤスプリング製造業
 ×スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）[23]

2599 他に分類されない金属製品製造業

主として他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

○ヘルメット製造業（金属製のもの）；ドラム缶更生業；18 リットル缶更生業；金属製ネームプレート製造業（腐しよく製のもの以外のものも含む）；フレキシブルチューブ製造業；金属製押し出しチューブ製造業；金属製パッキング製造業；ガasket製造業；ガス灯製造業；カーバイト灯製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）；打ちはく製造業；石油灯製造業；金属製はしご（可搬式のもの）、脚立製造業

×電気照明器具製造業 [2732]

中分類 26 — 一般機械器具製造業

総 説

この中分類には、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される。機械の中に組み込まれているか、又は容易に取り外すことのできるような原動機で動かされる機械類は民生用電気機械器具を除いて本分類に含まれる。

また、動力付手持工具、可搬式工作機械を製造する事業所はここに含まれるが、手道具を製造する事業所は中分類 25—金属製品製造業 [2523] に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

261 ボイラ・原動機製造業

2611 ボイラ製造業

主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。

主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類 25 [2533] に分類される。

○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業

×温水ボイラ製造業 [2533]

2612 蒸気機関・タービン・水カタービン製造業（船用を除く）

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車及び水カタービン、ガスタービンを製造する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類 30 [3021] に、ターボゼネレータを製造する事業所は中分類 27 [2711] に分類される。

○蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水カタービン製造業

×機関車製造業 [3021]；ターボゼネレータ製造業 [2711]

2613 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。

主として自動車用及び自転車用エンジンを製造する事業所は中分類 30 [3013] に、船用機関を製造する事業所は中分類 30 [3034] に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類 30 [3042] に分類される。

○はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業

×自動車用内燃機関製造業 [3013]; 二輪自動車用内燃機関製造業 [3013]; 舶用内燃機関製造業 [3034]; 航空機用内燃機関製造業 [3042]

2619 その他の原動機製造業

主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

主な製品は、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関などである。

○風力機関製造業; 圧縮空気機関製造業; 水車製造業（水力タービンを除く）; 特殊車両エンジン製造業

×蒸気缶製造業 [2543]

262 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

2621 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具を製造する事業所は中分類 25 [2527] に分類される。

○農業用機械製造業; 動力耕うん機製造業; は種機械製造業;刈取機械製造業; 碎土機製造業; 噴霧機・散粉機製造業; 脱穀機製造業; 除草機製造業; わら加工用機械製造業; 飼料・穀物乾燥機製造業; ふ卵装置製造業; 育すう装置製造業; ガーデントラクタ製造業; 電気ふ卵器製造業; 農業用トラクタ製造業

×農業用器具製造業 [2527]; 集材機械製造業 [2669]

263 建設機械・鉱山機械製造業

2631 建設機械・鉱山機械製造業

主としてしゅんせつ（浚渫）、発掘、道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破砕機、摩砕機及び選別機を製造する事業所をいう。

○建設機械・同装置・部分品・附属品製造業; 鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット、スベード、スチールなど）; さく井機械製造業; エキスカベータ製造業; タンバーカ製造業; 油田用機械器具製造業; ロードローラ製造業; コンクリートミキサ製造業; ふるい分機製造業; 破砕機製造業; 選別機製造業; 選鉱装置製造業; 建設用トラクタ製造業; 建設用クレーン製造業; 建設用ショベルトラック製造業

×クレーン製造業（建設用を除く） [2674]; ダンプトラック製造業 [3011]; 遠心分離機製造業 [2678]; ショベルトラック製造業（建設用を除く） [3059]

金属加工機械製造業

2641 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

主な製品は、旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研削盤、歯切盤及び歯車仕上機械、専用機、マシニングセンタ、放電加工機などである。

○金属工作機械製造業；旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯切盤及び歯車仕上げ機械製造業；マシニングセンタ製造業；放電加工機械製造業

×鍛造機械製造業 [2642]；金属プレス機械製造業 [2642]；工作機械部分品・附属品製造業 [2643]；タップダイス製造業 [2644]；機械工具製造業 [2644]；切削工具製造業 [2644]

2642 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）

主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械を製造する事業所をいう。

これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

主な製品は、圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン、人力プレス、ガス溶接機などである。

主として電気溶接機を製造する事業所は中分類 27 [2715] に分類される。

○圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業；せん断機製造業；鍛造機製造業；ガス溶接機製造業；巻線機（コイルワインディングマシン）製造業；空気ハンマ製造業

×電気溶接機製造業 [2715]；ダイカストマシン製造業 [2665]；金属加工機械部分品・附属品製造業 [2643]

2643 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）

主として金属工作機械並びに金属加工機械用部分品及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、(1)旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、その他の工作機械用部分品及び附属品、(2)金属圧延用ロール、ダイピン類及びダイスプリングなどである。

○金属工作機械部分品製造業；金属加工機械部分品製造業；金属圧延用ロール製造業
×治具製造業 [2644]；金型製造業 [2696]

2644 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具，切削工具，工具保持器，治具などを製造する事業所をいう。

主な製品は，(1)電動工具，空気動工具，(2)ブローチ，カッタ，バイト，ビット，ドレッサ，ドリル，リーマ，タップ，ダイス，ダイヤモンド工具，超硬工具，その他の切削工具，(3)アーバ，コレット，ソケットその他の工具保持器などである。

主として手道具（動力付きを除く）を製造する事業所は中分類 25 [2523] に，超硬チップを製造する事業所は中分類 25 [2553] に分類される。

○特殊鋼工具製造業；治具製造業；ダイヤモンド工具製造業；超硬工具製造業；切削工具製造業；動力付手持工具製造業（ドリル，びょう打ハンマ，グラインダなど）；タップ・ダイス製造業；機械工具製造業；空気動工具製造業

×手道具製造業 [2523]；工業用計量器製造業 [311]；超硬チップ製造業 [2553]

265

繊維機械製造業

2651 化学繊維機械・紡績機械製造業

主として糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

主な製品は，化学繊維機械，紡績機械，蚕糸機械などである。

○綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；蚕糸機械製造業；化学繊維機械製造業

2652 製織機械・編組機械製造業

主として製織機械（製織用準備機械を含む），編機，組機，レース機械，刺しゅう機械，製網機械，製網機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。

主として毛糸手編機械を製造する事業所は小分類 265 [2655] に分類される。

○綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；特殊織機製造業（リボン，ピロード，じゅうたんなど）；製織用準備機械製造業；製ちゅう（紐）機製造業；ニット機械製造業；製網機械製造業；製鋼機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業

×金属織物用機械製造業 [2669]；金網製造機械製造業 [2669]；毛糸手編機械製造業 [2655]

2653 染色整理仕上機械製造業

主として洗淨，精練，漂白，なっ染，乾燥機械などの糸及び織物の処理・仕上機械を製造する事業所をいう。

○繊維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；繊維仕上機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

2654 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

主として繊維機械の部分品，取付具及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は，化学繊維機械部分品，紡績機械部分品，製織機械部分品，編組機械部分品，染色整理仕上機械部分品，スピンドル，針布，シャトル，ワイヤーヘルド，ドビー，ジャカード，おさ，木管，ドロツパ，メリヤス針，チンローラ，フルテッドローラ，リングなどである。

主としてミシン部分品を製造する事業所は小分類 265 [2655] に分類される。

○化学繊維機械部分品製造業；紡績機械部分品製造業；製織機械部分品製造業；染色・整理・仕上機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャトル製造業；ドビー製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；メリヤス針製造業；ノズル（紡糸用のもの）製造業；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）

×ノズル（配管用）製造業 [2531]；ミシン部分品製造業 [2655]；編針製造業 [3254]

2655 縫製機械製造業

主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。

○工業用ミシン製造業；家庭用ミシン製造業；糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）；ミシン部分品及び附属品製造業（テーブルを除く）；縫製準備工程機械（縫製用裁断機，目打機，柄合機，延反機，解反機）製造業

×ミシンテーブル製造業 [1411]；ミシン針製造業 [3254]；高周波ミシン製造業 [2749]

266 特殊産業用機械製造業

2661 食品機械・同装置製造業

主として農産物，畜産物又は水産物を原料素材として加工処理し，これを多種多様な食品，飲料，調味料等に調理精製するための工程において使用される食品機械・器具及び装置を製造する事業所をいう。

主として缶，瓶などに充てんする機械装置及び同部分品，附属品を製造する事業所は小分類 269 [2697] に，冷凍機械を製造する事業所は小分

類 268 [2682] に分類される。

○精米機械・同装置製造業；精麦機械・同装置製造業；製粉機械・同装置製造業；製めん（麵）機械・同装置製造業；製パン機械・同装置製造業；製菓機械・同装置製造業；醸造用機械・同装置製造業；牛乳加工機械・同装置製造業；飲料加工機械・同装置製造業；肉類加工機械・同装置製造業；水産加工機械・同装置製造業；製茶用機械・同装置製造業；豆腐製造機械・同装置製造業；調理食品加工機械・同装置製造業；食料品加工機械・同部分品・附属品製造業

×冷凍機械製造業 [2682]；缶詰機械製造業 [2697]；瓶詰機械製造業 [2697]；充てん機械製造業（缶詰，瓶詰など） [2697]

2662 木材加工機械製造業

主として木材加工機械及び運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。

主としてかんな，おの，小刀，手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は中分類 25 [2523, 2526] に分類される。

○製材機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かんな製造業；繊維板機械製造業；のこ盤製造業

×木工用手道具製造業 [2523]；手引のこぎり・のこ刃製造業 [2526]；目立機械製造業 [2669]

2663 パルプ装置・製紙機械製造業

主としてパルプ，紙及び板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。

主として印刷・製本業用の機械を製造する事業所は細分類 2664 に分類される。

○パルプ製造機械・同装置製造業；製紙機械・同装置製造業

×印刷・製本機械製造業 [2664]

2664 印刷・製本・紙工機械製造業

主として印刷所，製本所，紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。

○印刷機械・同装置製造業（事務用を除く）；石版印刷機械・同装置製造業；亜鉛版印刷機械製造業；製本機械・同装置製造業；植字機・同装置製造業；活字鑄造機製造業；電気版機械製造業；印刷用ローラ製造業；紙工機械製造業

×染色機械製造業 [2653]；事務用印刷機械製造業 [2681]；活字製造業 [1621]；謄写版製造業 [3249]

2665 鋳造装置製造業

主として鋳造装置を製造する事業所をいう。

○鋳造装置製造業；造型装置製造業；注湯装置製造業；製品処理装置製造業；砂処理装置製造業；ダイカストマシン・同附属装置製造業

2666 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

主としてプラスチック加工機械，同附属装置を製造する事業所をいう。

主として混練混合機を製造する事業所は小分類 267 [2678] に分類される。

○圧縮成形機製造業；射出成形機製造業；押出成形機製造業；中空成形機製造業；カレンダー製造業（プラスチック加工用）；真空成形機製造業；合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業；タブレットマシン製造業，ペレット装置製造業，グラニューレータ製造業，コーティング機製造業；プラスチック成形加工機械製造業

×混合機製造業 [2678]；インテングミキサ製造業 [2678]；ニーダ製造業 [2678]；ブレンダー製造業 [2678]

2667 半導体製造装置製造業

主として半導体（半導体集積回路，半導体素子）及び液晶パネル（LCD）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置，ウェーハプロセス（電子回路形成）装置，半導体チップ組立装置，ガラス基板製造用装置，カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

主として設計用装置を製造する事業所は中分類 28 [2821] に，検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は中分類 27 [2751] に，純水製造装置を製造する事業所は小分類 267 [2678] に分類される。

○ウェーハ加工（スライシング，研削，ラッピング）装置製造業；ウェーハ・液晶パネル熱処理（酸化，拡散）装置製造業；ウェーハ・液晶パネル露光装置製造業；マスク・液晶パネル露光装置製造業；ウェーハ・液晶パネルレジスト処理装置製造業；マスク・レチクル製造装置製造業；ウェーハ・液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業；ウェーハ・液晶パネルエッチング装置製造業；ウェーハ・液晶パネルイオン加工装置製造業；ウェーハ・液晶パネル薄膜形成装置（CVD，スパッタリング，エピタキシャル成長）製造業；ウェーハ・液晶パネル真空蒸着装置製造業；ウェーハダイシング装置製造業；チップボンディング装置製造業；チップモールドリング装置製造業；液晶パネルガラス加工装置製造業；液晶パネル陽極酸化装置製造業；液晶パネルラッピング装置製造業；液晶パネル基板貼合わせ装置製造業；液晶パネル用塗布装置製造業；液晶パネルエージング装置製造業；液晶パネル用剥離装置製造業；液晶パネルレーザーリ

ベア装置製造業；液晶パネル真空注入装置製造業；液晶パネルトリミング装置製造業
×半導体設計用装置製造業 [2821]；分析機器製造業 [3116]；温度・湿度調整装置製
造業 [2682]；純水製造装置製造業 [2678]；廃液処理装置製造業 [2678]；ガス制御
装置製造業（工業計器用）[2752]；産業用ロボット製造業 [2698]；制御機器製造業
（工業計器用）[2752]；クリーンルーム装置製造業 [2678]；検査・評価装置製造業
（電気計測器用）[2751]

2668 真空装置・真空機器製造業

主として真空装置，真空ポンプ，真空装置用部品，真空装置附属装置
等を製造する事業所をいう。

主として半導体製造装置を製造する事業所は細分類 2667 に分類される。
○真空冶金装置，真空化学装置，真空蒸着装置，スパッタリング装置，ドライエッチ
ング装置，CVD装置，イオン注入装置等真空装置製造業，真空ポンプ製造業；真空
装置用部品製造業；真空装置用附属機器製造業
×半導体製造装置製造業 [2667]；分析機器製造業 [3116]

2669 その他の特殊産業用機械製造業

主として他に分類されない特殊な産業用機械を製造する事業所をいう。

主な製品は，繰綿機，帽子製造機，白熱電球製造装置，革処理機，た
ばこ製造機械，ゴム製品製造機械，製靴機械，石工機械などである。

○繰綿機械製造業；帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製
造業；たばこ製造機械製造業；製靴機械製造業；石工機械製造業；製瓶機械製造業；
鉛筆製造機械製造業；産業用銃製造業；捕鯨砲製造業；集材機械製造業；金網製造機
械製造業；自動選瓶機械製造業；のり刈取機械製造業；目立機械製造業；金属織物用
機械製造業

×縫製機械製造業 [2655]；製菓機械・同装置製造業 [2661]；プラスチック加工機械
製造業 [2666]；アンプル充てん機械製造業 [2697]

267 一般産業用機械・装置製造業

2671 ポンプ・同装置製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造
する事業所をいう。

主として油圧ポンプを製造する事業所は細分類 2677 に，ガソリン給油
所の計量ポンプを製造する事業所は中分類 31 [3112] に分類される。

○手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用ポンプ製造業；
船用ポンプ製造業